

大分県報

令和七年
号外（二四）
三月三十一日

（月曜日）

目次

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部改正……………	一
職員の任用に関する規則の一部改正……………	二
通勤手当の支給に関する規則の一部改正……………	三
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正……………	四
職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正……………	四
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正……………	五
職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正……………	五
一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正……………	五
職員の地域手当の支給に関する規則の一部改正……………	六
職員の在宅勤務等手当の支給に関する規則の制定……………	八

○人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第一号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 条例第十二条第一項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員で、その職務の級が四級であるものうち、第七条の規定による管理職手当

に係る区分が二種の職を占めるものとする。

第十条第一項を次のように改める。
新たに条例第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員及び扶養手当を現に受けている職員であつてその届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつたものは、人事委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならぬ。ただし、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、届出を要しない。

第十条第二項に後段として次のように加える。

前項ただし書に規定する場合においても、同様とする。

第十一条第一号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

第十二条の三 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第十条第一項本文の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行はれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第十三条の二第二項を次のように改める。

2 条例第十三条の二第二項、第十三条の三又は第十三条の四の規定による地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該地域手当の月額とする。条例第十九条、第二十二條第四項及び第五項並びに第二十三條第三項に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときも、同様とする。

第十六条第二項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 在宅勤務等手当

令和七年三月三十一日

大分県報号外（人事委規則）

第二十三条の三を削る。

第二十三条の二の見出しを削り、同条第一項中「（任期付職員条例第八条第二項及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十三号。以下この項において「任期付職員条例」という。）第六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第三号中「」の「を以下この条において同じ。」の「に改め、同項第七号中「任期付職員条例」を「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十三号。以下この条において「任期付職員条例」という。）」に、「」の「を以下この条において同じ。」の「に改め、同条第二項を次のように改める。

2 条例第二十一条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- 一 定年前再任用短時間勤務職員以外の管理監督職員 別表第三に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 別表第三に掲げる区分が一種である職員 六千円
 - ロ 別表第三に掲げる区分が二種である職員 五千五百円
 - ハ 別表第三に掲げる区分が三種である職員 五千円
 - ニ 別表第三に掲げる区分が四種である職員 四千五百円
 - ホ 別表第三に掲げる区分が五種である職員 四千三百円
 - ヘ 別表第三に掲げる区分が六種である職員 四千円
 - ト 別表第三に掲げる区分が七種である職員 四千円
 - チ 別表第三に掲げる区分が八種である職員 三千円
 - リ 別表第三に掲げる区分が九種である職員 三千円
 - ヌ 別表第三に掲げる区分が十種である職員 二千円
- 二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 別表第三に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 別表第三に掲げる区分が一種である職員 五千五百円
 - ロ 別表第三に掲げる区分が二種である職員 五千円
 - ハ 別表第三に掲げる区分が三種である職員 四千五百円
 - ニ 別表第三に掲げる区分が四種である職員 四千円
 - ホ 別表第三に掲げる区分が五種である職員 三千八百円
 - ヘ 別表第三に掲げる区分が六種である職員 三千五百円
 - ト 別表第三に掲げる区分が七種である職員 三千五百円
 - チ 別表第三に掲げる区分が八種である職員 二千五百円

リ 別表第三に掲げる区分が九種である職員 二千五百円

ヌ 別表第三に掲げる区分が十種である職員 千五百円

三 任期付職員条例第七条第一項の給料表の六号給及び七号給並びに同条第三項の規定による給料月額を受ける職員 六千円

四 任期付職員条例第七条第一項の給料表の五号給を受ける職員 五千円

五 任期付職員条例第七条第一項の給料表の二号給から四号給までを受ける職員 四千円

六 任期付職員条例第七条第一項の給料表の一号給を受ける職員 三千円

七 任期付職員条例第五条第一項の給料表の六号給及び同条第四項の規定による給料月額を受ける職員 六千円

八 任期付職員条例第五条第一項の給料表の四号給及び五号給を受ける職員 五千円

九 任期付職員条例第五条第一項の給料表の二号給及び三号給を受ける職員 四千円

十 任期付職員条例第五条第一項の給料表の一号給を受ける職員 三千円

第二十三条の二に次の一項を加える。

3 次に掲げる場合には、条例第二十一条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

- 一 条例第二十一条の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合
- 二 条例第二十一条の二第二項の勤務をした後、引き続き同条第一項の勤務をした場合
- 二十三 条の二を第二十三条の三とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第二十三条の二 条例第二十一条の二第三項の人事委員会規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（雑則）

第二十七条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に人事委員会が定める。

附則第三項中「、第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項の」を「及び第二十三条の三の」に、「第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項中」を「第二十三条の三第一項第一号及び同条第二項第一号中」に改め、附則に次の二項を加える。

（令和七年改正条例附則第四項又は第五項の規定が適用される間の読替え）

6 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、第九条の二中「条例第十二条第一項の」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年大分県条例第六号）附則第四項又は第五項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後

の条例」という。)第十二条第一項に規定する職務の級が行政職給料表の九級以上に相当する職員として」と、第九条の三、第十条、第十一条、第十二条の二及び第十二条の三中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

(行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員)

7 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年大分県条例第六号)附則第四項又は第五項の規定により読み替えられた条例第十二条第一項に規定する職務の級が行政職給料表の八級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第九条の二又は第九条の三に規定する職員とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則(令和五年大分県人事委員会規則第一号)の附則第二項中「第二十三条の二」を削る。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十二年大分県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四及び別表第十中「栄養士」を「管理栄養士」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第三号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号)の一部を次の

ように改正する。

第八条第一項第二号中「交替制勤務に従事する職員等」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員」に、「平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改め、同条に次の一項を加える。

3 条例第十三条の六第二項第一号の人事委員会規則で定める額は、八万六千円とする。

第八条の三第一項中「適用する場合を含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、「平均一箇月当たりの通勤所要回数」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、「とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十」を削り、同条に次の一項を加える。

2 条例第十三条の六第二項第二号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

第八条の四第一号中「五万五千元」を「八万六千元」に改める。

第十条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「特別急行列車等に」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等に」に改め、同条第三項中「第一項第三号」の下に「及び第三項」を加える。

第十四条第一号中「でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同号イを次のように改める。

イ 新たに条例第六条第一項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を受ける職員となつたこと。

第十四条第一号中ハを削り、ニをハとする。

第十四条の二第二項中「離職し」を「離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が大分県の休日)を定める条例(平成元年大分県条例第二十一号)第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。)に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし」に改め、同条第四項第一号及び第二号中「五万五千元」を「八万六千元」に改める。
第十五条の二第二項中「五万五千元」を「八万六千元」に改める。
第十五条の五第二項中「通勤」を「通勤」に改める。

令和七年三月三十一日

大分県報号外(人事委規則)

別表中 八十五キロメートル以上 五万五千元	を	八十五キロメートル以上 九十キロメートル未満 五万七千六百元	九十キロメートル以上 六万円	に改める。
-----------------------------	---	--------------------------------------	-------------------	-------

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和五年大分県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第四号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「という」を「」という」に改める。

第五条の三第一項第二号中「別表第一」を「第十四条及び別表第一」に改める。

第十二条第二項第十一号中「承認」の下に「又は職員勤務時間条例第十三条の四第一項若しくは学校職員勤務時間条例第十一条の四第一項の規定による子育て部分休暇の承認」を加える。

第十四条第一号を次のように改める。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める割合

イ ロ以外の職員 百分の三百十五以下（条例第二十二條第二項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の三百七十五以下）

ロ 任期付職員条例第七條第一項の給料表の適用を受ける職員 百分の二百六十二・五以下

第十四条第二号中「百分の百二・五」を「百分の百五十」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百八十」に改める。

別表第一のイの表の行政職給料表の部の係長級の項中「4級41号給」を「4級33号給」に改め、同表の研究職給料表の部の科長級の項中「3級45号給」を「3級37号給」に改め、同部の主任・技師級の項中「3級55号給」を「3級57号給」に、「3級64号給」を「3級56号給」に改め、同表の医療職給料表(二)の部の係長級の項中「5級33号給」を「5級25号給」に改め、同部の主任・技師級の項中「3級13号給」を「3級9号給」に改め、同表の海事職給料表の部の航海長級の項中「4級61号給」を「4級57号給」に改め、同部の航海士級の項中「4級85号給」を「4級81号給」に、「4級13号給」を「4級9号給」に、「4級84号給」を「4級80号給」に改め、同部の業務技師級の項中「4級73号給」を「4級69号給」に、「4級72号給」を「4級68号給」に改め、同表の公安職給料表の部の課長補佐級の項中「7級45号給」を「7級33号給」に改め、同部の係長級の項中「5級45号給」を「5級37号給」に、「4級89号給」を「4級85号給」に改め、同部の主任級の項中「4級89号給」を「4級85号給」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第五号

職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の住居手当の支給に関する規則（昭和四十九年大分県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条第二号中「条例第十二条に規定する扶養親族で条例第十三条第一項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているもの及び条例第十二条第二項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第五条第一項中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、「公益的法人等への一般

職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員にあつては当該同項の規定による採用、新たに採用された職員にあつては当該採用」を「新たに条例第六条第一項の給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用」に改める。

第六条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第七条第一項に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第九条第一項中「欠くに至つた日」の下に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第六号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「通勤手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員は、令和七年四月一日から施行する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第七号

職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第五条第一号イを次のように改める。

イ 新たに条例第六条第一項の給料表の適用を受ける職員となつたこと。

第五条第一号ハを削り、同条第七号中「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定による採用又は」を削り、「あるのを「採用又は」を「あるのを」に改める。

第七条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第八条第一項に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第九条第一項中「欠くに至つた日」の下に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和五年大分県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出しを削り、同項から附則第四項までを削り、附則第五項中「前三項に規定するもののほか、」を削り、同項を附則第二項とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第八号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成十六年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県報号外（人事委規則）

第一条中「第七条第四項及び」を削る。
第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とし、第六条を第四条とする。
第七条中「第六条」を「第四条」に改め、同条を第五条とする。
第八条を第六条とする。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第九号

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の地域手当の支給に関する規則（平成十八年大分県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「福岡市及び太宰府市並びに長崎市」を「並びに福岡市及び太宰府市」に改め、同条第二項中「平成二十七年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

第三条中「の各号」を削り、同条第二号中「大阪市」を「東京都府中市及び立川市並びに大阪市」に改め、同条第三号中「及び東京都府中市」を削り、同条第四号中「立川市」を「広島市及び福岡市」に改め、同条第五号中「広島市及び福岡市」を「宇都宮市及び太宰府市」に改め、同条第六号及び第七号を削る。

第三条の二を次のように改める。

（条例第十三条の四第一項の権衡職員）

第三条の二 条例第十三条の四第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 その在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた第二条に規定する地域又は公署（以下「地域手当支給地域等」という。）に引き続き六箇月を超えて在勤していない職員であつて、地域手当支給地域等に引き続き六箇月を超えて在勤していたもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であつて同条第一項の規定による採用の前日に地域手当支給地域等に在勤し、当該在勤していた期間と当該採用の直後に地域手当支給地域等に在勤していた期間とを合算した期間が六箇月を超えることとなるものを含む。）。

二 前号に掲げる職員のほか、同号に掲げる職員との権衡上必要があるものとして人事委員会が定める職員

2 条例第十三条の四第一項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 前項第一号に掲げる職員 当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から六箇月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る条例第十三条の二第二項各号に定める割合のうち最も低い割合
- 二 前項第二号に掲げる職員 別に人事委員会が定める割合

2 条例第十三条の四第二項の異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 地方公務員法第二十二条の四第一項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされること。
- 二 前号に掲げるもののほか、人事委員会が定めるもの

第五条 条例第十三条の四第二項の規定により同条第一項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員とは、次の各号のいずれかに該当する職員というものとする。

- 一 人事交流等により条例第六条第一項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員となつた者であり、かつ、給料表の適用を受けることとなつた日（以下「適用日」という。）前二年以内の国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は前条に定める法人に使用される者（以下「国家公務員等」という。）として勤務していた期間に地域手当支給地域等において勤務していた職員（適用日前二年以内の期間において、かつ給料表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き国家公務員等となつたものにあつては、当該期間に地域手当支給地域等において勤務していた者）のうち、適用日前二年以内の国家公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。）を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に条例第十三条の四第一項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者その他これに準ずる職員で人事委員会が別に定める者

二 前条第二項第一号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、当該異動等に準

ずるものがあつた日の前日に地域手当支給地域等において勤務していた者で、当該異動等に準ずるものを条例第十三条の四第一項に規定する異動等とみなした場合に同項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるもの

三 前条第二項第一号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員で、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日に条例第十三条の四第一項の規定による地域手当を支給されていたもの又は前号に掲げる職員として同条第二項の規定による地域手当を支給されていたものうち、当該異動等に準ずるものがあつた日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による地域手当の支給要件を具備することとなる者

四 前条第二項第二号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、前三号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認める者

第五条第二項中「前項」の下に「第一号から第三号まで」を加え、「同項の場合」を「同項第一号から第三号までの場合」に、「(前項の人事委員会が別に定める職員に係るものにあつては、人事委員会が別に定める額及び期間)とする」を「とし、前項第一号の人事委員会が別に定める職員及び同項第四号に規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間については、別に人事委員会が定める」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(令和十年三月三十一日までの間における地域手当)

2 令和十年三月三十一日までの間における条例第十三条の二第一項の人事委員会規則で定める地域は、この規則による改正後の第二条及び第三条の規定にかかわらず、附則第四項に定める地域とする。

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年大分県条例第六号。以下「令和七年改正条例」という。)附則第六項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- 一 二十パーセント級地 百分の二十
- 二 十六パーセント級地 百分の十六
- 三 十五パーセント級地 百分の十五
- 四 十四パーセント級地 百分の十四
- 五 十三パーセント級地 百分の十三

六 十二パーセント級地 百分の十二

七 十一パーセント級地 百分の十一

八 十パーセント級地 百分の十

九 九パーセント級地 百分の九

十 八パーセント級地 百分の八

十一 七パーセント級地 百分の七

十二 六パーセント級地 百分の六

十三 五パーセント級地 百分の五

十四 四パーセント級地 百分の四

十五 三パーセント級地 百分の三

十六 二パーセント級地 百分の二

十七 一パーセント級地 百分の一

4 令和七年改正条例附則第六項後段の人事委員会規則で定める級地は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 二十パーセント級地 東京都特別区

二 十六パーセント級地 大阪市

三 十五パーセント級地 東京都府中市

四 十四パーセント級地 立川市及び千葉市

五 九パーセント級地 広島市及び福岡市

六 五パーセント級地 宇都宮市及び太宰府市

七 二パーセント級地 長崎市

5 前項に定める地域の名称は、令和七年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

(令和十年三月三十一日までの間における条例第十三条の四の規定による地域手当に関する経過措置)

6 令和十年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の第三条の二の規定の適用については、同条第一項中「次に」とあるのは「その在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合であつて、同日から六箇月を遡った日の前日から当該異動又は移転の日までの間に当該地域又は公署に係る条例第十三条の二第二項各号に定める割合が変更された地域及び公署に在勤していた職員(次項第一号において「支給割合が変

更された地域等に在勤していた職員」という。）及び次に」と、同条第二項第一号中「前項第一号」とあるのは「支給割合が変更された地域等に在勤していた職員及び前項第一号」と、「条例第十三条の二第二項各号に定める割合」とあるのは「条例第十三条の二第二項各号に定める割合（異動又は移転の日から六箇月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日までの間においてこれらの割合が変更された場合にあつては、当該期間の支給割合のうち最も低い割合）」とする。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

7 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第十一項に規定する暫定再任用職員は、地方公務員法第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の第三條の二から第五條までの規定を適用する。この場合において、第三條の二第一項第一号中「同条第一項」とあるのは「同条第一項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第五項若しくは第六項若しくは第八項若しくは第九項」と、第四條第二項第一号中「地方公務員法第二十二條の四第一項」とあるのは「地方公務員法第二十二條の四第一項又は令和四年改正条例附則第五項若しくは第六項若しくは第八項若しくは第九項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和四年改正条例附則第五項若しくは第六項若しくは第八項若しくは第九項の規定による採用に係る任期が満了した日」とする。

（雑則）

8 附則第二項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

職員在宅勤務等手当の支給に関する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十号

職員の在宅勤務等手当の支給に関する規則

（趣旨）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号。以下「条例」という。）第十三条の八の規定による在宅勤務等手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（在宅勤務等の場所）

第二条 条例第十三条の八第一項の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は二親等内の親族の住居
- 二 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）
- 三 前二号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が認めるもの

（正規の勤務時間から除かれる時間）

第三条 条例第十三条の八第一項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- 一 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十五条の四第一項及び学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十三年大分県条例第二十四号）第十三条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間又は条例第十五条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- 二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があつた時間

（一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間）

第四条 条例第十三条の八第一項の人事委員会規則で定める期間は、三箇月とする。

（確認）

第五条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第十三条の八第一項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

（支給日等）

第六条 在宅勤務等手当は、条例第八条第二項に規定する給料の支給日に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

3 職員がその所属する任命権者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する任命権者において支給する。この

場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給期間等)

第七条 職員が新たに条例第十三条の八第一項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

大分県報号外（人事委規則）

九